

総務委員会会議録

日時 平成26年12月19日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時03分

場所 防災新館3階301会議室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 高木 晴雄
委員 棚本 邦由 武川 勉 保延 実 山下 政樹
鈴木 幹夫 望月 利樹 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 真田 幸子 警察本部長 飯利 雄彦
警備部長 藤原 芳樹 交通部長 松原 茂雄 刑事部長 有泉 辰二美
警務部長 天野 賀仁 生活安全部長 古屋 一栄 総務室長 細入 浩幸
会計課長 窪田 圭一 警備第一課長 荒居 敏也 交通部参事官 篠原 義政
交通部次長 古屋 政博 捜査第一課長 鶴田 孝一
刑事部参事官 小林 仁志 警察学校長 古屋 清行 首席監察官 川崎 雅明
警務部参事官 市川 和彦 警務部参事官 岡田 寿雄
生活安全部参事官 三枝 義彦 地域課長 久保寺 哲哉
警備第二課長 加々美 誠 交通指導課長 島津 好夫
交通規制課長 初原 豊 運転免許課長 佐藤 秀徳 捜査第二課長 宮川 俊樹
組織犯罪対策課長 中島 義夫 監察課長 小林 敏廣 厚生課長 三浦 元彦
情報管理課長 古屋 秀敏 生活安全捜査課長 河西 昇
少年・女性安全対策課長 清水 雅仁 通信指令課長 久保田 兼一

知事政策局長 松谷 莊一 企画県民部長 堀内 浩将
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 一瀬 文昭
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
政策参事 弦間 正仁 秘書課長 若林 一紀
行政改革推進課長 石原 啓史 富士山保全推進課長 泉 智徳
企画県民部理事 横森 梨枝子 企画県民部次長 桐原 篤
企画課長 宮澤 雅史 北富士演習場対策課長 志村 勇
情報政策課長 赤岡 重人 統計調査課長 竹中 洋
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 古屋 久
生涯学習文化課長 内田 不二夫
リニア交通局次長 古屋 金正 リニア交通局技監 市川 成人
リニア推進課長 岡 雄二 交通政策課長 広瀬 久文

総務部長 前 健一 会計管理者 堀内 久雄
人事委員会委員長 石川 善一 代表監査委員 芦沢 幸彦
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁

総務部理事 石原 三義 総務部次長 伊藤 好彦
 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹 職員厚生課長 渡邊 一男
 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則 管財課長 中澤 宏樹
 私学文書課長 三井 孝夫 市町村課長 望月 幹也
 防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 中野 修
 出納局次長(会計課長事務取扱) 小林 幸子 管理課長 渡辺 健
 工事検査課長 丸山 正視
 人事委員会事務局長 原間 敏彦 人事委員会事務局次長 大塚 克秀
 監査委員事務局長 広瀬 正三 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

- 第127号 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件
- 第133号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
- 第134号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第135号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第137号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第138号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの
- 第144号 平成26年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第149号 当せん金付証券発売の件

- 承第2号 平成26年度山梨県一般会計補正予算

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて
- 請願第26-4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について
- 請願第26-5号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

- 請願第26-7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求めることについて
請願第26-11号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて
請願第26-13号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時34分まで、警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ午前10時54分から午前11時46分まで、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時00分から午後3時03分まで、途中午後2時00分から午後3時02分まで休憩をはさみ総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

- 第137号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑

山下委員 基本的に、全国一律的に各都道府県で条例改正を行っているんだと思います。ただ、管理職員特別勤務手当、これは新規に始めるとのことですが、山梨県独自のものなのか、それとも、全国的に取り入れようとしているのか、その点だけ教えてくださいたいと思います。

天野警務部長 この件につきましては、当県だけではなくて、全国的に実施するものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの

質疑

(駐在所等建設費について)

山下委員 警3ページ、先ほど説明いただきました繰越明許費、日野春駐在所の入札が不調だったという、その理由を教えてください。

窪田会計課長 この工事につきましては、県の営繕課に依頼をしている工事であります。この工事につきましては、一般競争入札という形をとらせていただきまして入札を行ったわけでありまして、応札者がいなかったということで不調になったものであります。その確たる原因につきまして判明はいたしませんけれども、他の工事等が多いという話も伺っておりますので、応札者がいなかったものではないかと推測をしているところであります。

山下委員 応札者がいなかったというのは本当の理由にはならないかと思えます。ただ、土木工事でも、資材の高騰とか社員の給与が非常に高騰しているということで、入札をしてから追加で補正を組んでいるということもあるわけですから、金額が安かったのかどうなのか、営繕課とよくお話をしていただいて。金額不調などで理由がはっきりしているのであればいいですけれども、応札者がいなかったでは、これからずっと応札者がいないんですかという話になる。なぜ応札者がいなかったということをきっちりと営繕課と話をしていただいて。予算を計上しているわけですから、1日も早く駐在所をつくったほうがいいわけです。そもそもの話で、ぜひともしっかり取り組んでいただければと思います。

窪田会計課長 委員御指摘のとおり、営繕課と連携を図りまして、早急に入札を行った後、速やかに駐在所が建設されるように努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(危険ドラッグについて)

望月委員

危険ドラッグの関係ですけれども、昨日の警察庁のまとめで、昨年比4倍、死亡が111人という新聞報道がありました。きのうのきょうですから数字的にどうかかわらないんですが、県内の状況どうなのかわかれば教えていただきたい。

中島組織犯罪対策課長

薬事法でございますけれども、本年の11月25日施行で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律という名称で法律改正になっております。

最近の状況でございますけれども、その前に、指定薬物ということで現在指定されている状況についてまず触れておきます。11月28日現在でございますけれども、1,429物質を指定薬物に指定しております。

県内の状況でございますけれども、本年平成26年7月23日に、都留市在住でございますが、16歳男性、同都留市在住高校生15歳女性、この2名が同年6月下旬ごろから富士吉田署管内にございます富士吉田市内におきまして指定薬物を所持していたという事実で通常逮捕しております。

これ以外、現在捜査している事件等もありますが、これは捜査経過途中ということでお答えを控えさせていただきます。

望月委員

改正薬事法、現医薬品、医療機器法で所持・使用が禁止されて、それを適用してということで摘発が急増したということも聞いている中で、やっぱり都市部での規制がぐっと厳しくなってくると、地方にというか分散していくという心配事がこれからもあると思います。県内に販売店がかつてあったけれども、その販売店は今なくて、ネット販売とか路上でというような、いろいろ陰に隠れてというか、そういう販売方法がふえているということを聞いていますが、その辺の対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

中島組織犯罪対策課長

委員のおっしゃるとおり、店舗につきましては現在のところ県内では把握しておりません。確かにインターネット等の販売ルートというのは全国的に見受けられる販売方法だということは承知しております。

危険ドラッグにつきまして、乱用者が重大な犯罪、交通事故を引き起こすなど大きな社会問題となっていることでございますから、県警察といたしましては、今後も改正薬事法を駆使するなどしまして、危険ドラッグに関する事件を積極的に検挙いたしますとともに、危険ドラッグの根絶に向け、薬物乱用防止活動など徹底してまいり所存でございます。

(自主防犯ボランティア組織について)

高木副委員長

当委員会で10月31日に富士五湖地域の防犯ボランティア協議会との意見交換会を行いました。それが大変参考になりましたので、防犯ボランティアについてお尋ねしたいと思います。

山梨県におきましても過日発表されました、子供あるいは女性のまとわりつきだとか声かけ事案が387件もあったということで、事件につながらなければいいかと、このようなことを思うわけです。そういった中で、私が住んでいる山梨市にお

きましては、自主防犯ボランティア活動あるいは青色防犯パトカー、また消防団、特にこの時期は防犯パトロールを一生懸命やってくれていて大変ありがたいわけです。その中でも防犯ボランティアの皆さんの高齢化が進んでいるということも地域によってはあって、これに対して県のほうでは手当てをしていかないと、防犯ボランティアの組織の脆弱化といいますか、弱体がまた地域の安全と安心が損なわれていくことにもつながりかねないとも思いますけれども、その点はいかがなされているのかお尋ねさせていただきます。

三枝生活安全部参事官

本県では平成16年から自主防犯ボランティア団体の設立を行い、各地域で急速に増加しております。自主防犯ボランティア団体の活性化を図るために、警察署ごとに地域の安全情報を発信しているほか、平成21年4月から毎年1回、団体の代表者が集まる合同研修会を開催し、活動状況や先進県の好事例などを発表するなど、情報共有をして活性化を図ってきたところであります。

その結果として、最近におきましては北杜市などでママさんパトロールや学生による自主防犯ボランティア団体が設立され若返りが図られるなど、自主防犯ボランティア団体の裾野が確実に広がってきております。さらに、山梨市や富士川町などの関係機関・団体に働きかけまして、青色防犯パトロールカー49台の増車を図ったほか、自主防犯ボランティア団体の活動拠点となる地域安全ステーションの設置促進の働きかけを行って、富士吉田市など県内3カ所において設置されるなど活性化に向けた支援を行っているところであります。

このほか、各警察署と自主防犯ボランティア団体と共同しての合同パトロールを実施しているなど、今後も自主防犯ボランティア団体の活性化に向けた取り組みを強力に支援していきたいと考えております。

(年末年始の防犯対策について)

高木副委員長

年末になって、金融機関を狙うような強盗だとか、また振り込め詐欺も多発する時期にもなっているかとも思います。それに対してどんなふうに対策を練っておられるのか、年末年始の特別警戒取り締まりがされているということでもありますけれども、どんなふうな取り組みをしておられるのかお聞きします。

三枝生活安全部参事官

県警察では12月15日から来年の1月5日までの22日間、年末年始特別警戒取り締まり期間と定めて、警察本部長を推進本部長として、警察本部、各警察署が総力を挙げて、暴力団排除対策の推進などを活動の重点と定め、予防と検挙を連動した諸対策を関係機関・団体等と連携して推進しております。

具体的には、暴力団事務所及びその周辺における警戒活動、高齢者を狙った振り込め詐欺等の広報・啓発行動、金融機関やコンビニエンスストアなどへの立ち寄り警戒の実施、消防団と連携しての各家庭や車両の鍵かけ状況等を確認する防犯診断の実施、事故多発地点等における交通事故抑止対策のための指導・取り締まりの強化、初詣でにおける雑踏事故防止などを推進し、さらに県下一斉の警戒強化日を指定するなどして取り組んでおります。暮れのせわしい時期となりますけれども、県警察も精いっぱい取り組みますので、県民の皆様方もくれぐれも事件・事故に巻き込まれないようお願いいたします。

(韮崎警察署の移転について)

保延委員

この前の本会議で韮崎署の移転の問題が質問されて、本部長から答弁がありました。そういうことで、いろいろなスケジュール等とか、また規模的なものとか、そ

ういった具体的なことをお聞きいたします。

窪田会計課長

蕪崎警察署の移転につきましては、今のところ、スケジュールが固まったものがあるというものではございません。計画が走り出した段階でありまして、数年はかかるという見込みを持って、なるべく早めるということで取り組んでいる状況であります。

規模というお話がございましたけれども、これも確たる広さの協議を終えているわけではございません。今後、適地を選定するに当たり、関係する甲斐市、蕪崎市等の御意見もいただきながら、その辺を検討してまいりたいと考えているところであります。

保延委員

ある程度そういった具体的な目標を持って、大体いつごろを目標にしてやっていくのかというようなことを、概略でも結構ですからその辺をお知らせください。

窪田会計課長

蕪崎警察署の移転につきましては、現在、その前に老朽化で建てかえを予定しております富士吉田警察署の移転・建てかえ、これが終了した後ということになります。大変申しわけございませんけれども、今の段階でいつということ明示できないということでありまして、それはしかるべき早いうちにできますように努力をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解のほうをよろしく願います。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの

質疑

(リニア中央新幹線用地取得事務受託事業費について)

棚本委員

リ2のリニア推進課の予算について質問させていただきます。過日、17日でありましたが、リニア着工という報道がテレビ、新聞等でありました。私は地元が大月でありますから、大月・都留の実験線に間接的にもかかわり合ってきて、実験線のトンネルの開通式にも、政治という部分ではなくて違う立場でかかわり合った人間として、ずっとリニアの実験から見てきた1人として、いよいよ着工かという、これはも言うまでもなく、県政にとって将来を左右するほどの大きなプロジェクトでもございます。

こういう観点の中で、用地に関する予算がありました。用地の取得がまずは基本でありまして、この重要な部分の予算、それから、将来の財政負担も今ここで確認をしておかなければならない部分だということで質問させていただきます。

まず、用地取得の事務受託事業費について、補正予算額8,000万円余は人件費や用地事務所の開設準備に要する経費とのことですが、その内訳を教えてください。

岡リニア推進課長 中身は3点ございます。まず1点目は、職員6人分の人件費といたしまして4,217万5,000円となっております。さらに、来年度開設を予定しております用地事務所の開設準備に要する経費といたしまして、3,603万2,000円を考えております。そして、残りが職員の旅費等の経常経費といたしまして、227万5,000円を計上してございます。以上3種類の経費の合計で8,048万2,000円となっております。

棚本委員

過日の本会議における高野議員の代表質問に対する答弁で、受託費の概算総額が15億9,000万円という話でありました。この内訳について、本県の想定地権者数をもとに算出した146人の総人件費と事務費、調査費だと答弁されております。この15億9,000万円は、7年半の協定期間でJR東海が県へ支払う委託料とのことですが、ただいま説明を受けた8,000万円余についてもその一部ということではよろしいのでしょうか。

岡リニア推進課長 御指摘のとおり、8,000万円余は今年度の業務に必要となります経費として補正をお願いしているものでございまして、15億9,000万円の一部でございます。

棚本委員

違った考え方で見れば、県の職員でまずは担うという部分が一義的にはあるんでありまじょうが、また片方では、民間も含めた専門家に県から再度委託しながらという考え方もあります。7年半で146人を配置するに当たりまして、各年度の配置の想定というのはいかがなんでしょう。

岡リニア推進課長 まず用地取得に非常に時間のかかる物件を除きますと、5年間でおおむね大部

分の用地取得を完了したいという考えでございますので、その前提で最初の5年間の後半のほうに用地取得業務のピークが来るであろうと考えております。その何年間に最大数の職員の配置をいたしまして、その後の6年目、7年目につきましては、5年間で買えなかった土地の引き続きの交渉業務というステージになりますので、業務量は減っていくものと考えております。よって、スタートから何年間に職員数の配置のピークとなりまして、5年目までが最大の職員数の配置をする時期と考えております。6年目、7年目は、そこから今度は減少に転じていくということを経験しております。

また、先ほど民間の力も使いながらという御指摘がございましたが、この146人の人件費の中で、民間の補償コンサルタントへの委託についても考えていく想定でございます。

棚本委員 来年度以降における年度ごとの委託料というのは、どのようにして決めるのかお尋ねします。

岡リニア推進課長 先ほど御説明いたしました人件費をベースといたしまして、その上に、必要となる事務費、それから、各年度で必要となります調査費用、こういったものを人件費に加えまして各年度の所要額を算出した上で、その額でJR東海と年度別の契約を締結していくという仕組みになっております。

棚本委員 これも以前からちょっと話題になっていた話であります。7年半の協定期間内で取得が仮にできなかった用地については、JR東海に引き継ぐのか、また必要となる経費をJR東海が負担の上、県が業務を継続するのか、具体的にどうするのか。しつこいようですが、将来の財政負担になっても困るということからあえてここでお聞きします。

岡リニア推進課長 まず手続き的に、今、委員御指摘のように2種類の方法を考えております。1つ目の、JR東海に引き継ぐ物件につきましては、これ以上県が用地交渉を続けてもとても取得が見込めない土地でございます。これは一定の見切りをつけてJR東海に取得業務自体を引き継ぐという形を考えております。一方で、もう少し時間をかければ取得ができるという見通しの立っておる土地につきましては、その期間を過ぎましても県が継続して交渉を続けることによって取得ができそうな土地のわけですから、そこにつきましては、新たにJRに経費の負担をしてもらおうという前提で、契約の変更といえますか、新しい契約を結ぶという手法によりまして、引き続き、県が用地取得業務を続けていくということを考えています。いずれにいたしましても、委員御心配いただいておりますような、県の財政負担が将来生じることにはないような仕組みとなっております。

棚本委員 あえてお聞きしているのは、7年半後を迎えたときに判断を誤らないように今からということで、やはり、100円でも1,000万円でも1億円でも県民の税金ですから、山梨県、どこの自治体もそうですけれども、将来の財政負担というのは非常に重くのしかかるし、非常に大変な部分も出てくると思いますから、あえて何回もお聞きをしております。くれぐれもこの判断だけは、今から基本路線は決めておいていただきたいと思っております。

今年度分の受託事業費の発生部分には、6人分の人件費が含まれているということでありまして、この職員の方は、今年度は具体的に何をなさるのでしょうか。

岡リニア推進課長 現時点ではまだ用地取得に向けた交渉までは行っていない状況でございますが、今後本格化してまいります用地交渉業務の事前準備としてこれまでいろいろなことをしてまいりました。例えばルート上に当たると見込まれる土地につきまして、いろいろな制度的な制限があるのかないのかといった調査とか、さらには、用地取得台帳をこれから整備していくに当たっての準備、こういった事前の準備作業を4月以降鋭意進めてまいりました。そして、先ほど御指摘いただきました民間の活用という部分につきましても、民間の補償コンサルタントへ委託するにはいろいろな準備が必要となってまいりますので、そういった準備、さらには、不動産鑑定関係の委託を今後やってく上での準備、こういった準備作業を鋭意やってまいったところでございます。

棚本委員 冒頭申し上げましたとおり、私も実験線の経過も見てきました。用地取得の段階で、限られた時間ではありますが、用地を提供される方の意思も尊重されて、ぜひとも丁寧な業務を行っていただきたいと思えます。

ちょっと重複するかもしれませんが、あと2点ほど。今、年度末までの職員の個々の業務については課長からお聞きをしましたが、10月17日に事業認可となっていよいよ事業着手したわけでありますけれども、県としては今年度末までには大きな基本方針というのは、何か業務推進で県サイドとして考えているのでしょうか。

岡リニア推進課長 いよいよ各沿線市町で事業説明会が始まりまして、今後、具体的な作業が進んでまいるわけでございます。まず本年度中の予定といたしましては、南アルプストンネルの掘削に必要となる早川の坑口をまず最優先でという計画となっております。現在、JR東海が用地測量や物件調査などを進めておりますので、そういった一連の作業が終了次第、県といたしましては地権者の皆さんとの交渉に入っていきたいと考えております。

そして、もう1点は、来年度当初から現地事務所を開設したいと考えておりますので、その開設に向けた準備を遺漏のないように進めていきたいという考えでございます。

棚本委員 重ねるようではありますが、リニア中央新幹線の推進計画の中でも特に用地取得が多い本県のこの用地取得業務いかによっては、計画そのものも大きく左右すると私は認識をいたしております。そこで、あえてリニア交通局長にこの用地取得を含めた本県の意気込みというか、それを語っていただいて終わりにしたいと思えます。

小野リニア交通局長 リニア中央新幹線の建設に向けましては、工事実施計画が認可されて以降、JR東海におきまして市や町ごとの事業説明会が終わりまして、昨日から地区単位の事業説明会に入ったところでございます。この地区単位の説明会におきまして土地への立ち入りが了承されたところから測量を行いまして、測量が終われば用地交渉に入っていくというふうなことになるわけでございます。先ほど課長が話をしたとおり、今、早川で調査、測量を始めておりますので、南アルプストンネル掘削に必要になります早川の坑口の部分につきまして、早ければ今年度末あるいは来年度早々には用地交渉が始まるものと考えております。また、その他の土地におきましても、来年後半には用地交渉が始まってくるのではないかと考えております。

このために、この交渉に向けましたマニュアルの作成とか、あるいはまた地権者の皆様方にわかりやすく税制度を説明するパンフレットを今年度中にはつくることをしっかり準備をしていきたいと思っております。また、用地交渉が本格化いたします来年度に向けまして、適切な人員配置とか、あるいは予算確保に向けまして、関係する部局と調整を進めて、万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、リニアの開通は本県にとりまして大変大きなメリットがあるわけございまして、平成39年の開業におくれが出ては困るわけございします。そのためには、先ほど棚本委員から御指摘がございましたとおり、本県の用地交渉をいかに円滑に進めていくかということが大変重要になるわけございします。こういったことを職員一人一人にしっかり認識をさせた上で、地域住民の皆様方の不安とか、あるいは疑問に丁寧にお答えする中で、御協力、御理解がいただけるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-5号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-11号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
(「採択」と呼ぶ者あり)

討論

保延委員 紹介議員という立場で、要旨を皆さんに説明をしたいと思います。現憲法が昭和22年に施行されて以来、きょうに至るまで70年という月日がたったわけです。今現状は、内外の諸情勢が当時とは劇的に変化をしております。特に我が国を取り巻く東アジア情勢、これは一刻の猶予も許されない事態になっております。さらに、家族、環境などの諸問題や、最近、大災害が多くありますけれども、その対応についても憲法の改正をしなければならないという事態になっております。また、世界各国でも憲法改正をしていないのは日本だけでございます。そういった意味でいろいろな諸情勢が変化している中でありますから、今の日本の置かれる現状を十分考慮しながら、憲法改正をしていかなければならないと思います。そういったために、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書をぜひ皆さんの御協力を得ながら提出をしていきたいと、こんなふうに思います。

また、各世論調査においても、憲法を改正しなければならないという賛成意見が大多数を占めておりますので、いろいろな難しい問題もありますけれども、ぜひ国民投票の実施をして、現況に合った日本の憲法改正をしていただきたいと国会に請願をお願いしたいと思います。

安本委員 会派の公明党の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。現憲法が現状に合わない部分は公明党も理解をしております。環境権といったことについて憲法に新たに書き加えるということは必要だと思っています。今、アジアの情勢とかいう話がありましたけれども、今、自公政権でも、国民の理解を得ながらということではたしか合意をしていると思います。そういう意味では、国のほうの仕儀もしっかり見守ってもいいのではないかと、継続をすべきだと思います。

採決 継続審査について起立採決の結果、可否同数となり、委員長裁決の結果、継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(山梨総合研究所について)

山下委員

山梨総合研究所の県職員の派遣について質問をさせていただきます。山梨総合研究所は、地域における政策課題等の調査・研究を目的に、県、市町村、山梨中央銀行、そして、山梨放送、山梨日日新聞社、テレビ山梨などが出資して、平成10年4月に設立された研究所で、県と市町村等から受託した調査・研究等が主な業務だと聞いております。市町村合併で、64市町村が27市町村に減少したわけですから、山梨総合研究所の業務量は減少したのかなというふうに普通に思うんですけども、いかがでしょうか。

宮澤企画課長

一昨年、平成24年につきましては多少少なかったんでございますけれども、最近、子育て支援とか、高齢者、障害者の計画の関係もございまして。今年度は、金額はまだ定かではございませんけれども、件数が相当ふえております。四十数本ということです。こういったものはほとんど市町村からの受託事業でございますので、時々計画等の改正によりまして年度の波はございますけれども、本年度については順調に受託事業を行っていると考えております。

山下委員

わかりました。設立当時から県職員を3名派遣しているわけですよね。県職員の定員適正化ということで皆さん方は、各課かなり削減してきたわけですよね。このところだけ残念ながら、3人という少ない数字ですから1人削るのもなかなか大変なこともかもしれませんけれども、要するに、全体では定員適正化計画を実施していながら、このところはずっと3人で平成10年からやっているわけです。16年間、何の見直しをしないというもおかしな言い方かもしれないですけども、手をつけないで来たんですけども、その観点から考えるといかがなんでしょうか。3人でずっとこれからもやっていくんですか。

宮澤企画課長

委員御指摘のとおり、平成10年に設置をいたしまして、これまで3人ということでございます。特に本年度、先ほど申し上げたとおり、受託件数が非常に多いということもございまして。それから、各出資会社、山梨放送とか山梨日日新聞社、UTY等でございますけれども、こちらのほうからの派遣がちょっと滞っておりまして、受託に見合った業務をこなすにはやはり県職員が3人必要となっております。毎日繁忙な作業をしております。こういった状況でございますので、すぐにはということではございませんけれども、業務量あるいは県と他の出資会社との関係等もございまして、その辺については御指摘があった件につきまして検討させていただければと思います。

山下委員

私が持っている資料では、平成23年だと、県職員の派遣が3人、その他が3人という、多分このその他というのは市町村とか民間から来ている方々だと思うんです。組織図を見ると、理事長を渡邊先生にやっていただいて、その後に幾つか部長さんか何か中銀から来た方とかがいて、実際にいろいろな研究をされているのが7人だと聞いていたんですけど、ということは、今、山梨総合研究所は、働く、研究をするという方は、県職員の3人と、あと誰がいるんですか。

宮澤企画課長

本年度でございますけれども、職員は臨時職員、嘱託職員も含めまして14名、11月現在でおります。そのうち、役員等を除きまして、先ほど御指摘がありまし

た県の職員が3人、山梨日日新聞社あるいは山梨中央銀行、こういったところからお二人、それから、市町村、本年度は甲斐市だったと記憶しておりますが、お一人、そのほかにつきましては、各シンクタンク等で働いております研究員、この契約職員、これが3名おります。その他嘱託職員がございますので、合計14人ということでございます。嘱託職員につきましては、情報の整理とか補助を中心にやっております。

山下委員 宮澤課長が質問に、民間からの派遣が滞っていると言ったから私が聞いているんであって、今の言い方では来ているということなんでしょう。予定どおり来ている。今年のスタッフ、平成26年の名簿を持っています、インターネットに載っているから。それを見れば、こういう人たちは、実際、どこから来てもいいんです。予定どおり来ているのかということを知っている。県はしっかりと出しています、ほかに来ていませんでは、実際ここの団体というのはみんなの共同出資でやっているわけでしょう。それを出してもらえないというんだったら、実際ここの団体はこれからどうなっていくのかという、そういうことをしっかりとしたほうがいいんじゃないですかということなんです。

宮澤企画課長 本年度につきましては、聞くところによりますと、予定をしておりましたUTYさんからの派遣が断念せざるを得なかったということでございます。業務量は先ほど申し上げたとおり増加している時期でもございますので、派遣について、山梨総合研究所が主体になると思いますけれども、要請をしていくこととなると考えております。

山下委員 わかりました。あまりここの場で即答というわけにもいきませんので、ぜひとも。16年間、別に何の見直しもしなかったということではないと思います。県のシンクタンクとして一生懸命やってきていただいたと。ただ、最近もう一つここの研究所が何をやっているのか。昔は総合計画をずっと結構やっていたわけですね。だけど、今は多分、総合計画をあまりやっていないんじゃないかと思っているんです。そうなってくると、市町村の受託事業だけだとなると、本当に必要なのかというふうな話にもなってくるわけです。だから、その辺を大いに今後研究していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

宮澤企画課長 市町村の受託事業も確かに先ほど申し上げたようにふえています。総合計画という大きな計画ではございませんが、個別の環境とか観光、そういったものの県からの委託事業もございまして。年度のニーズに応じまして積極的に、東京の大手に出すだけではなくて、地元をよく知り得る山梨総合研究所のほうに委託をしていただけるよう庁内にも呼びかけていきたいと考えています。

(人口確保対策について)

安本委員 本会議の代表質問でありました人口確保対策について、8月に戦略本部を立ち上げてということで知事の答弁がありまして、明年度早期に総合戦略を策定するという話でした。その中で意識希望調査という言葉が出てきたんですけれども、実施されているのか、これから実施されるのかお伺いしたいと思っております。

弦間政策参事 今後実施していくという予定でございまして、現在はまだ実施はしておりません。

安本委員 明年度早期に総合戦略を策定するということですがけれども、予算の論議もあるのかもしれないですが、いつごろ実施をされようとしているのかお伺いします。

弦間政策参事　　つくるものには、総合戦略と人口ビジョンがございまして、人口ビジョンを来年度早期、総合戦略については、来年度末までにというふうなことを答弁させてもらっております。いずれにしても、来年度予算も含めまして、予算がなくてもその事前の準備はできますので、鋭意その準備作業を進めておりますけれども、その大まかな方向性を出す人口ビジョンを来年度早期、5年間の計画を盛り込んだ総合戦略を来年度末までにというふうなことでございます。

安本委員　　調査の実施時期はいつなんでしょうか。

弦間政策参事　　調査につきましては、先ほど委員もおっしゃいましたように予算もかかるものでございますので、予算が確保されたら実施したいと考えております。

安本委員　　わかりました。それで、これ大事なことだと思います。私たちもいろいろ考えるところがあって、研修とかも行ったりしながらどうすべきかということを考えていますけれども、県民の皆さんがどのようなことを思っているのかということは、本当に大事な調査だと思います。専門部会もたしか3つつくられていて、それに沿った内容で意識とか希望とかという調査をされるとも思いますけれども、これは予算とあまり関係ないと思いますけれども、どんなことについて県民に項目として聞かれようとしているのか教えていただきたいと思います。

弦間政策参事　　県民の意向・希望の調査でございますけれども、現在考えておりますのは、少子化対策としての結婚、出産、子育て、例えば何人まで子供を産みたいとか、あるいは仕事を続ける上でどういうふうな支障があるとか、そういう状況を聞いたり、あるいは社会減関係でありますと、雇用の関係、仕事、職があるのかとか、そういうふうな社会減対策としての雇用関係、あるいは人口移動の関係、少子化対策としての結婚、出産、子育て、その辺のニーズ、希望状況を把握したいと考えております。

安本委員　　専門部会が3つあって、今、2つのところ、少子化対策と社会増減のところありましたけれども、3つ目は活性化でしたかね。そういった観点では何か県民のほうから知恵をもらうとかそういったような調査項目はあるんでしょうか。

弦間政策参事　　地域活性化等の部会でございますけれども、地域活性化につきましては、人口減少は、今後数十年は続かざるを得ないという中においても、地域の活力を失わないためにどういう施策が考えられるかという観点からの部会でございます。それぞれの地域でのサービスの低下が起こらないようにということとか、施設の状態とか、そういうものについて検討してまいりますので、県民の人口が減った中において、意識、生活の上で、行政サービスの上でどういうところを重視していけばいいのか、その辺の効率性に向けた調査項目を今後検討したいと考えています。

安本委員　　調査方法というか、県民の方からモニターというか、例えばインターネットで募集するという方法もあると思いますけれども、今どういう方法で調査をされようとしているのか、最後にお伺いします。

弦間政策参事　　これも調査につきましては経費のかかることで、今後予算確保もございまして、広く意見を聞かなければならないと思っておりますので、ある程度、人数を絞らずに、数千人規模になるかとは思いますが、各年齢層から広く意見を聞いた上で、ニーズ、意向を把握したいと。具体的にどういう手法で何人かどうい

階層でということは今後検討ですけれども、できるだけ広く県民の意見を聞きたいと考えております。

主な質疑等 総務部関係

第127号 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件

質疑

高木副委員長 来年の4月から施行するということではありますけれども、どのような理由から地方公務員法が改正されて、また配偶者同行休業制度が創設されたのか、まずお伺いしたいと思います。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

昨年の6月でございますけれども、政府は日本再興戦略、いわゆる成長戦略を決定いたしましたして、その中で柱といたしまして、女性の採用・登用の促進を掲げてございます。まずは公務員から率先して取り組むべきであるということとされまして、その具体的な策の1つといたしまして、配偶者の転勤に伴う離職が課題になっておりますので、それへの対応が掲げられたところでございます。

そうしたことの中で、まず国家公務員におきましては、昨年の11月でございますけれども、配偶者同行休業法という法律が制定されました。地方公務員も国家公務員との均衡を図るという観点から、活躍が期待される有為な、優秀な職員が職場を離れず、離職をせずに継続的に勤務ができるよう地方公務員法が改正されまして、この休業制度が創設されたものと承知をしております。

高木副委員長 この条例の制定によって、本県においてはその対象となる人たちというのはどのぐらいいると想定されているんでしょうか。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

まず知事部局でございますけれども、近年人事異動におきまして、毎年でございますけれども、民間企業に勤務する配偶者が転勤する、海外転勤をすると。したがって、同行するために退職をしたいと申し出る職員がおおむね毎年お一人ぐらいずつ出てきております。これまでは退職をしなければなりませんでしたが、この休業制度ができて、休業するという選択をとる場合には、知事部局では毎年1人程度は出てくるのではないかと考えております。あとは教育委員会あるいは警察も対象となつてございますので、数名程度はこの休業を利用するのではないかと見込んでおります。

高木副委員長 今聞いたぐらいの人数ですとそんなに大きな支障は生まれないとは思いますが、休業した職員がそのまま職場に当然職務復帰、戻らと思うんですけれども、その辺と、もう一つは、給与面はどのようになるのかお尋ねします。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

基本的にこの休業制度を利用し、職場に復帰するというような場合には、円滑に公務に復帰できますように、休業する前の職場へ配置をすることを原則としたいと考えております。

給与につきましてでございますけれども、まず休業中につきましては、これは休業、仕事をしていないということでございますので、給料は支払いませんし、昇給も当然いたしません。しかしながら、職場に復帰をする段階におきましては、休まれている方の同期の方あるいは同年齢の方、この方々の給料というのはその間昇給

もしているわけでございまして、あまり差がつくということがないように、休業期間中の2分の1の期間、これは勤務をしたとみなしまして、復職時には給料の額を調整するといったしていきたいと考えております。

高木副委員長 6カ月以上36カ月未満ということだと思いますけれども、これはもし例えば1人の職員が対象になったときに、その人がまた何年後とか、そういう複数に渡る、こういうことは可能になるのでしょうか。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

基本的には3年以内ということしております。

高木副委員長 県庁の職員というのは男の人のほうが多いですし男社会で、そういうところで女性の能力のある方がこういった措置によってまた職場に復帰できれば、それはそれで非常に意味のあることだと思います。県は、女性職員の活躍促進について、こういった条例をつくりながら手当てをしていくんだらうと思いますけれども、どのように取り組んでいくのかお尋ねをしたいと思います。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

委員に御指摘いただきましたように、女性の職員の活躍を促進するということは大変重要なものであると私ども認識しております、この条例もその一環として制定するものでございます。ただ、対象となりますのは、女性だけではなくて、男性の場合も含めてということでございます。女性の活躍促進ということは、国を挙げて取り組んでいるところがございます、本県におきましても、これまでも女性職員を管理職に登用するといったことなど、女性の活躍促進に向けた取り組みを行ってきたわけがございますけれども、しかしながら、現状におきましてはまだまだ管理職の数といたしましては少ないという状況でございます。そこで、県庁職員の中での女性職員の活躍をさらに促進するために、これはチャレンジミッションということで本年度、総務部のミッションということになってございますけれども、女性活躍促進のための取り組み方針をつくるということとしておりまして、年内にはそういった方針を具体的な数値目標なども掲げながら策定してまいりたいと考えております。

高木副委員長 人事当局におかれましては、女性の活用に積極的に取り組んでいただいて、そして、山梨県の進展にもつなげていただきたいとも考えますが、意気込みをお伺いして終わりたいと思います。

小島総務部次長（人事課長事務取扱）

女性職員の活躍促進ということは、女性だけではなくて、男性職員にも活躍を促すということがございます、男女ともに県政を担うという、そういった意気込みで、人事当局といたしましても女性の活躍促進を進めてまいりたい、こんなふうに考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第133号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第134号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第135号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第138号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの

質疑

(富士山噴火避難ルート検討事業費について)

望月委員

過日の御嶽山の噴火は、入山規制が発表される前に水蒸気爆発ということで、多数の入山者の生命が奪われたということです。富士山については、これまで事前情報を前提に富士山周辺の住民ということで避難対策をやってきたと思いますが、それを考えると、突発的な噴火に備えた形で今回の避難ルートの検討を行うということは本当に重要だと考えております。明年度にかけて検討を行うという話でしたが、具体的にどんなスケジュール観を持ってやっていただけるのかお聞かせください。

山下防災危機管理課長

検討のスケジュールでございますけれども、明年1月から避難シミュレーションに係る業者の選択や、県防災会議富士山火山部会を開催いたしまして、避難ルートに係る検討を進めます。また、6月を目途に避難ルートマップを策定いたしまして、県ホームページでの公表や山小屋での配布等によりまして入山者の方々に周知を図りますとともに、7月には避難ルートなどに係る検討報告書をまとめる予定でございます。

望月委員

7月に避難ルート検討報告書を取りまとめるということですが、その内容について、どのような部分を盛り込むのか詳しく教えていただけますか。

山下防災危機管理課長

幾つかの噴火シナリオにおける必要な避難対策に係る基本的な考え方、例えばスバルラインが通行不可となった場合の車両避難のあり方や、具体的な林道・登山道の利活用、また、避難が困難な状況における緊急的な一時避難先の確保、また噴火時における入山者への情報伝達方法など、今後適切な避難を行うために検討が必要と思われ、さまざまな事項等を盛り込みたいと考えております。

望月委員

今おっしゃった、報告書に盛り込む、今後検討が必要なさまざまな事項ということですが、どのようにして具体化していくのか、どのような部分を検討していくのか、もうちょっと詳しくお聞かせください。

山下防災危機管理課長

ただいま御説明いたしました報告書の中におきまして、その内容につきましては庁内で情報を共有いたしまして、それぞれの検討が必要な事項について、関係いたします各担当部局におきまして、今後事業化や具体化を図っていくための基礎的な根拠資料として活用することを考えているところでございます。

望月委員

基礎的な根拠資料ということなんですが、噴火シナリオを作成するに当たって、やっぱり火山の位置、想定で、ここが火山じゃないかという部分、噴火口になるおそれがあるんじゃないかという部分、そういったものがたくさんあるんですが、火口の位置とか噴火の形態とか規模等という部分はどこを根拠に決めていくのか、想定していくのかお聞かせください。

山下防災危機管理課長

噴火シナリオの前提になります幾つかの噴火パターンの想定でございますけれども、これは内閣府の主導により策定いたしました富士山ハザードマップがございます。この内容につきましては、既に地元市町村、住民の方等にも配付を行っているところでございます。この中で想定されております噴火想定区域、こういったものを前提にいたしまして検討してまいりたいと考えております。

望月委員

噴火口を確認して、さまざまな想定をして、避難シミュレーションをしていかなければいけないと思うんですが、そのシミュレーションの実施についても具体的な部分をお聞かせいただけるんだったら教えてください。

山下防災危機管理課長

避難シミュレーションの仕方、手法でございますけれども、さまざまなシーズンにおける入山者数及び車両数、こういったものを基本といたしまして、既存の登山道、下山道、林道等の現況も考慮いたしまして、それぞれの移動速度、そういったものを前提条件といたしまして数値シミュレーションを行ってまいりたいと考えております。

望月委員

本当に予測しにくい部分を予測していく、登山者の命をしっかりと守っていくための事前の準備をさまざまなセクションでも予算化しています。今回このような形で避難ルート検討事業費を盛り込んだこの意気込みを最後お聞かせいただけますでしょうか。

山下防災危機管理課長

富士山の入山者に係る安全をどう確保するのかという観点につきましては、さまざまな手法があると思います。こういったものを今後具体化していくための基礎資料となりますように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第144号 平成26年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第149号 当せん金付証票発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第2号 平成26年度山梨県一般会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-13号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(宝くじの収益金について)

山下委員 宝くじを販売した場合に、その都道府県に対して、充当分があるかと思うんです。山梨県は毎年どれぐらいの充当分があるんでしょうか。金額でもしわかるようでしたら教えていただきたい。

田中財政課長 本県で売れました宝くじの一定割合は、山梨県及び県内の市町村に対して収益金という形で還元されます。昨年度、平成25年でございますけれども、県と市町村合わせて29億円でございます。県に対して22億円ぐらい、一方、市町村に対して六、七億円という内訳となっております。

山下委員 この29億円というのは、人口割とか、販売、いわゆる売り上げだとかになっていんでしょうけれども、これ、割合というのはどうなっているんですか。

田中財政課長 全国の売り上げが各県に配分されますけれども、その配分の割合につきましては、売り上げの額に応じてでございます。山梨県内でたくさん売ればたくさん収益金が県に入るといいう仕組みとなっております。

山下委員 この収益金は、基本的には一般会計に入るんでしょうか、それとも、特別会計に入るんでしょうか、教えてください。

田中財政課長 一般会計に入りまして、県分につきましては一般財源として活用させていただいています。市町村分につきましては、一旦、県の市町村振興協会に全額そのまま出しまして、市町村振興協会から県内の各市町村、あとは全国の市町村振興協会に一部その売り上げが行くということとなっております。

山下委員 この収益金は、当然一般会計に入って、自由に、目的は関係なく使えるということなんでしょうか。

田中財政課長 宝くじにつきましては、公益的な事業、公共事業とか、県庁が行いますさまざまな事業の一般財源ということですので、基本的には制限はなく使っております。

(富士山噴火の危機管理対策について)

鈴木委員 先ほど富士山噴火についてマップ等の話があったんですが、前々から、全国的に火山噴火の予知というのはなかなか難しいということを聞いています。御嶽山を見ますと、水蒸気爆発して風向きによってもどうにもならない状況の中で、富士山を考えると、例えば何千人という登山客を想定した場合の危機管理の中で、なかなかお答え難しいかもしれんけれども、現実的に富士山が水蒸気爆発するという想定のもとに危機管理対策は何か考えていますか。

山下防災危機管理課長

富士山は常時観測火山の1つでございまして、従前から対策は噴火警戒レベルのいわゆる前兆現象等を捉えまして、それを踏まえたいわゆる予知を前提とした火山防災対策で検討を進めてまいりました。いわば基本だと思っております。今回の御嶽山の噴火は、水蒸気爆発の突発噴火ということでございます。こういったものに

つきましては、噴火警戒レベルが1の段階で起きた噴火ということでございますので、当然これを踏まえた対策を進めていくために、今回の12月補正におきまして、一つの方策でございますけれども、避難ルート等の検討というところも含めて、これからの調査検討に入っていくという対策を現在考えているところでございます。

鈴木委員

場所は違うんだけど、例えば人間の死をもたらす噴火によるガスとかいろいろあるじゃないですか。予知はなかなか難しいかもしれないけれども、周知徹底という、例えば富士山の場合で何千人という登山者がいる中で、そこへ行って30分、1時間のレベルの中で周知させるような徹底方法をやはり考えていかなければいけないと思います。ただ、予知が必ずしもできないとすればなかなか難しいけれども、富士山の場合でそういう予知ができたとした仮定の中で、生命の危険が迫っているということを各登山者に把握させる方法、手段もやはりこれから考えていかなければいけないんじゃないかと。被害者、亡くなる方も相当出てくるんだろうとは思いますが、そういう危機管理対策の検討はしたかどうか、今からする予定があるかどうか。

山下防災危機管理課長

今回御審議をお願いしております富士山噴火避難ルート検討事業費でございますけれども、この中の検討項目の中に、いわゆる入山者等に対する情報伝達という検討項目を盛り込んでおります。この中におきまして、例えば前兆現象等が把握できた場合における、こういった情報をどういう形で入山者の方々にお伝えしていくのか、そういった方策につきましても検討をさせていただきたいと考えております。

鈴木委員

私たちが簡単に考えるのは、自衛隊のヘリコプターで広報するとか、例えばドクターヘリがどうかはわからないけれども、例えば県警ヘリを使うのとか、そういう方法しかない。マイクを持ってなんてできないと思うんだよね。だから、その辺まで、一番簡単なのは、自衛隊か警察がヘリを飛ばすのかわからないけれども、予知ができたとしてやっぱりそういうことが最善に考えられるんだけど、標高差もあるから、マイクを箇所箇所に置いて使って使うなんていうわけにもいかないと思うけれども、そういう考え方を示して、防災のマップにはやはりそこまで踏み込んだほうがいいと思うんだけど、いかがなものでしょうか。

山下防災危機管理課長

他の活動中の火山等の対策等につきましても、あわせて調査、把握をしてまいりたいと考えておりますが、1つの例といたしますと、例えば緊急速報メール、こういったものを使った情報伝達という手法をとっている火山もございます。ですから、もちろんサイレンとかさまざまなこれは手法があると思いますけれども、そういったものについても検討してまいりたいと考えております。

その他

- ・警察本部関係の所管事項の冒頭、首席監察官から高速道路交通警察隊の巡査長の迷惑防止条例による書類送致及び上野原署管内死体遺棄事件の被害者の頭蓋骨を紛失した事案の件について説明があった。
- ・委員長から執行部に対し委員宛ての通知に関し、発送時期や通知内容等についての確認の徹底の依頼を行った。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。

- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・10月31日に実施した閉会中の継続審査にかかる県内調査について、議長あてに報告した旨の報告があった。

以 上

総務委員長 白壁 賢一